

第三十八回国会 商工委員会議録 第二十六号

昭和三十六年四月十四日(金曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

遠藤 三郎君 小澤 辰男君

菅 太郎君 笹本 一雄君

田中 榮一君 中垣 國男君

原田 憲君 岡田 利春君

加藤 清二君 小林 ちづ君

中嶋 英夫君 中村 重光君

堀 昌雄君

出席政府委員

通商産業政務次 始岡 伊平君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(企業局長)

委員外の出席者

通商産業技官

(企業局工業立 藤岡 大信君

地課長)

参 考 人 佐藤 弘君

(二橋大学教授)

参 考 人 稲岡 貞男君

(加古川市長)

参 考 人 江戸 英雄君

(京葉地帯経済 協議会副会長)

参 考 人 薄井 一哉君

(尼崎市長)

参 考 人 越田 清七君

参 考 人 越田 清七君

四月十四日  
委員渡辺徳蔵君辞任につき、その補  
欠として堀昌雄君が議長の名で委  
員に選任された。

本日の会議に付した案件

工場立地の調査等に関する法律の一  
部を改正する法律案(内閣提出第一  
一八号)

○中川委員長 これより会議を開きま  
す。

工場立地の調査等に関する法律の一  
部を改正する法律案を議題として審査  
を進めます。

本日は、特に本案審査のため、参考  
人として一橋大学教授佐藤弘君、加古  
川市長稲岡貞男君、京葉地帯経済協  
会副会長江戸英雄君、尼崎市長薄井一  
哉君、以上四名の方が御出席になつ  
ております。

この際、参考人の方々に一言ごあい  
さつを申し上げます。

本日は御多忙中のところ、本委員会  
の要望をおいれいただきまして御出席  
をいただき、まことにありがとうございます。  
いまして、何とぞ本案に対し忌憚のな  
い御意見を述べ下さるようお願い申し  
上げます。

ただ時間の都合もございますので、  
最初に御意見を述べたいだけ時間は  
大体お一人十五分程度に願ひ、後刻委  
員から質疑もあろうかと存じますの  
で、そのときに十分お答え下さるよう  
お願い申し上げます。

それでははなはだ勝手ながら御発言  
の順序は委員長に御一任願うこととい  
たいまして、まず佐藤参考人より御発  
言をお願い申し上げます。

○佐藤参考人 工場立地の調査等に関  
する法律の一部を改正する案が出まし  
て、私それを読んでみましたが、今日  
の通産省におきます工場立地は、工  
場調査に関する資料の提供と、工  
場の要求に対する助言を与えておるの  
が今日の状態であります。それには  
工場場の指定がないので、会社が  
工場を建てます場合に、どこに工場を  
作つたらよいかどうかということを通産  
省の方へ申し込んでみますと、こうい  
うところにお建てなさいという助言指  
導を与える程度にとどまっております。  
従つて場所的に忠告を与えており  
ませんので、過度まではいきま  
せんが、やや集中の傾向を持つて参  
つたのであります。その欠点を除くた  
めにここに届出制度——もし届け出で  
その届出が不適当な場合には助言をしよ  
う、届出と助言を同時にやろうとい  
うのが、この法律案の改正の趣旨のよう  
であります。

これは御承知のように、各国でも制  
限あるいは助言をやっております。こ  
むしろ日本といつたしましてはややお  
くれている感がありますので、資本主義  
の自由企業の程度を破壊しない程度  
に——こういふ制度ですから、破壊し  
ない程度に届出をさせて、そして不適  
当と思ふものには助言を与える、助言  
の内容につきましては、ここにいろいろ  
ら書いてありますが、届出と助言をし

より、こういう案で、私も今日の時  
勢から判断いたしましたしてこの法律案は  
適当である、こういう工合に思つてお  
ります。

なお詳しいことは後ほど御質問など  
でお話し申し上げたいと思ひますが、  
この届出制度を行なうことによつての  
利益や利点は、工場の集中の弊を除く  
ことができるのではなからうかとい  
うこと、同時に適当な場所に工場を設立  
することができること、それから今日  
の法律では全く自由に工場を作り得る  
よになつておりますが、そりでなく  
て、これを全面的に届出にいたします  
と、届出に対する内容から調査するこ  
とができますので、工業の動向、たと  
えば繊維工業あるいはアルミニウム工  
業が、どういふ動向を持つて発展し成  
長していくかというところも見る  
ことができますので、非常に利点が多  
いといふことから、私は今度の改正法  
律案に全面的に賛成をいたすものであ  
ります。

簡単であります。これでごあいさ  
ついたします。

○中川委員長 次に、稲岡参考人。  
○稲岡参考人 今回政府におかれまし  
ては、最近のわが国の工業拡大並びに  
工場の急激な新増設の動向に対しまし  
て、あくまでも適地適産の原則に基づ  
いて工場の合理的立地を推進するため  
に工場立地の調査等に関する法律の一  
部を改正する法律案を提案されたので  
あります。

さて、この改正法律案につきまし  
て、その改正の主眼とするところを概

括的に推測いたしますと、従来として  
もすでに法の示す趣旨に基づきまし  
て、全国にわたる工場適地の調査、必  
要資料の収集、提示、あるいは企業者  
に対しての種々の助言等も行なわれ  
て、工場の合理的な適正配置につい  
ての努力はされて参つたのであります  
が、しかしそれは単に助言、指導等  
の域にとどまりまして、それ以上の積極  
的措置には進み得なかつたのが実情で  
ございます。

それを今回の改正案によりまして、  
あるいは調査の範囲を拡大し、ある  
いは従来助言の上にとさらに加えて事前  
届出とか助言、報告等の一連の措置を  
とることによつて、工場立地の適正化  
実現の方向に、さらに一段の前進をは  
かられているのであります。今日特  
定の地域に対する工場の過度集中が問  
題となりまして、あるいは無計画な  
工場配置に対して警告がなされつた  
この情勢に対処するには、まことに  
時宜を得た適切な措置であらうと存ず  
るわけでありませう。

次に、本改正法律案の改正の主要  
点、二、三に就いて一応の意見を申し  
述べたいと存じます。

その第一といつたしましては、本改正  
案におきましては、従来の工場適地等  
の調査の上に、さらに工場立地の動向  
の調査が新たに加えられました。その  
調査官が相当細密に行なわれること  
になつておられますとともに、それが第  
四條に規定されているところの「工場立  
地に関する事業者の判断の基準となるべ  
き事項の公表」の資料ともなつて、事

業

業

業

業

業者に対する啓蒙、誘導の道が相当大きく広められることになっておりますし、さらに第五条に規定する「工場立地に関する助言」をさらに一段と意義づけ、力づける契機ともなっているものでありまして、これはまことに適切な措置であると存じております。

私どもの加古川市における例によって申し上げますと、昭和三十五年当初から今日までに約一カ年の間に新しく誘致あるいは増設いたしました大小工場が合わせて二十一に上っておりますが、さらに現在用地折衝中のものが数件ござります。さらにまた希望申し出たものが十数件を数えております。これらの誘致折衝の過程におきまして強く感じましたことは、工場立地に関する適正な調査が不十分であることと、従つてまた事業者の判断の基準が、きわめて不明確であることが多いというところであります。たとえば用地確保にあたりまして、用地の価格の高低のみが強く問題視されるところの業態に適した要件を具備したところの用地の選択というふうなことに、案外意を用いられないという事例が多く見受けられるのであります。今次の法律の改正によりまして、これが適正に運用される場合は、これらの誤りが著しく是正されることになるのではないかとということが期待されるわけでございます。

第二といたしましては、第六条に規定されておる工場設置前における事前届出の点であります。これは申すまでもなく、現下経済機構のもとにおきまして、事業者の設置せんとする工場について、場所の選択あるいは時期の決定、規模の大小等に至るまで、他からこ

れを規制することができるときは、当を得た措置ではなくて、できる限り当事者の自主性を尊重すべきは申すまでもありません。しかし中には、現在の工場新設ブームに動かされて、今直ちに新設あるいは拡張の見込みも計画もなくして、ただ一応用地だけを確保しておきたいなど考えるものもないわけではありませぬ。あるいは地価の値上がり等を見越して、必要以上の面積を買収しておきたいと考えるものもあるわけでありまして、しかしかかることは、立地の適正化を阻害すること大なるものでありまして、このような不当な行為を事前に排除して、適正立地の実現を期するために、この事前届出の措置は必要なことと存するわけでありまして、ただし加古川市の実例をとつて申し上げますと、改正法律案に規定されておりますところの、敷地九千平方メートル以上の規模の工場は、現在私どもの方で誘致決定いたしておりますところの二十一件のうち、十四件を占めておるわけでありまして、すなわち新設工場的大部分がおおむね規定の特定工場の部類に入ることになっておるわけでありまして、従つてそれらがみな所定の届出を了し、調査を完了したる場合には、全国的に考慮した場合に相

当の時日を要したり、あるいは著しく処理が遅延して、立地上種々の支障を生じはしないかということをお慮して、その次第でございます。そのようなことによりまして、有意義な規定が形式化し終わることのないよう、むしろ事前届出によつて立地措置が促進されることを望ましいのでありまして、これは運用上十分の留意を願いたいと思つて次第でございます。

次に第三といたしましては、第九条に規定しております勧告の点であります。第六条第一項の届出に基づきまして、その事情が著しく適正を欠くと認められた場合は、工場設置の場所に関する必要な事項について勧告することとなつておるのでありまして、この点は改正法律案の最も顕著な一つの改正点でもありわけでありまして、すなわち従来の単なる助言や指導の立場を一步進めて、強い意思表示をすることとなつておるわけでありまして、これについては適正に対する罰則もなく、従つて強制力は薄いわけでありまして、現下経済機構下におきまして、各事業体の自主性を考慮した場合、まずこの程度にとどまることもやむを得ないかと考へるのであります。ただ一例として、ある新設の工場が立地上必須要件として予定しておる地域に、他の工場との競合関係が生ずるに至つたような場合、これが解決措置は、実際上なかなか容易なことではないのであります。かかる場合の勧告については、相当の強さを必要とするわけでありまして、従つてこの勧告が常に厳正にして、しかも的確に行なわれて、あくまでも改正法の趣旨を確保するよう念願してやみません。

以上、改正法の要点二、三について一応の愚見を申述べ、かつその改正法案について一応意見を表すものであります。さらにこの際多少本旨から離れるかとも存じますが、関連的に御考慮を願いたい一、二の事項について申し述べさせていただきます。

今回のこの改正法案は、要するに工場が特定地域に過度集中することを防止することを主眼としたものでありまして、いわば工業地帯開発ということについては、きわめて消極的な立場に立つておるものと思つております。私どもの関係しております加古川市を合む播磨地域におきましては、昭和三十一年に工業地帯としての指定を受けまして以来、何とかして計画性の高い節度のある新しい工業地帯としての開発を期して、相携えて努力しているの感があるが、今日においてある程度目標をつかむことができたかという感がいましてあります。しかし真の工業地帯としての実態は、ほとんど今後このことに属しておるのでございます。さういふ最も苦しい開墾期をようやく通り越して、重要な播磨期あるいは発芽期を迎えたこの播磨工業地帯をも、この法律に基づいて特定地域への工場築中回避という施策の余波のもとに、今後の発芽成長が中絶のうき目を見るような事態に立ち至らぬよう、くれぐれも御考慮をいただきたいということと申し申し上げます。ことに工場立地の適正化と申しましても、その関連するところはきわめて広範多岐にわたります。道路問題、港湾問題、住宅問題、用水問題、下水排水の問題、学校問題、農地転用問題、あるいは農業者の転業の問題、地帯整備や、都市改造の問題等、あらゆる地域的、社会的、文化的な問題が山積しております。しかも多くは事前にか、あるいはまた立地に並行して処理解決しなければならぬ実情であります。さらにそれに伴う財政的な苦悩は容易ならぬものがあるのであります。現在私どももその苦悩をつぶさになめつつある実情であります。従つて今後さらに引き続き工業立地あるいは地帯開発等に関連して制定される法律、政令について、あるいはまた行政措置等に際しまして、さきあげた幾多の関係事項について関係方面において十分に御調整をはかつていただきまして、しかもできるだけ総合的な、関連的な姿において一体的に御処理をいただきたい旨をお願い申し上げます。この法案につきましては賛意を表明して、私の愚見を終わらせていただきます。かように思います。

○中川委員長 ありがとうございます。次に江戸さんをお願いいたします。

○江戸参考人 私、京葉地帯経済協議会の副会長の資格におきまして参つたのでございますが、まずもつて京葉地帯経済協議会につきまして申し上げたいと思つております。

これは千葉県を中心としたしまして、県と市町村、それから千葉県に進出してあります企業、有力企業全体で約五十をメンバーといたしまして、京葉地帯の開発を促進することを目的として作られております会でございます。そこで本件の問題でございますが、私どもの会といたしましては、結論的に申し上げまして、この法律の改正案に対しては賛成をいたします。理由はいろいろござりますが、大体御承知のように日本は非常に狭い。一人当たり山も谷も全部入れて千坪きりない。千二百一十億でございますが、一人当たり約千坪、平地はそのうち八分、一人当たりたんぼも知も入れて二百坪あります。こういう狭い国土でございます。もちろん平地にしますと一人当たり世界一の人口密度でございますが、この狭い貴重な国土を利用するにつまましては、あくまでこれは

合理的に利用しなくちゃいかぬと思うのであります。特に日本の戦後のここ数年の非常な急テンポの経済発展、こういう点を考えまして、どうしても合理的にかつ計画的にこれを利用しなくちゃいかぬ、こういうふうに思うのであります。実情は今加古川市長さんのお話もございましたが、大体四大工業地帯にますます集中の傾向がございます。ごらんの通り東京郊外、大阪郊外ないし東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、北九州にどんどんと新工場用地が造成されて、新工場ができていくという状況でございます。それにつきましては大体県とか市町村が企業誘致を担当されておりますから、計画性と申しますか、国家的の観点から見ての画一性が少ないのではないか、こういうふうにお考えなされては、この法律の単なる調査補助金、こういうふうな非常に弱い規制からさらに一步を進めまして、届出をさせ、また勧告できる、こういうふうなことにする。また工場立地の動向の調査、これをできるようにし、かつまた工場立地に関する判断基準を公表する、こういうふうなことは、まさにこの日本の経済の現状からいたしまして適当じゃないか、こう思うのでございます。そういう意味におきまして全面的に賛成をいたします。

それから、これは会の意向ではございませんで、私個人の意見を申し上げることをお許し願いますれば、私は勧告では弱過ぎると思うのであります。英因あたりでは実質上許可制になっております。勧告では弱過ぎはしないか、こういう感じを持っております。

それから、今のは個人の意見でございますが、会といたしまして勧告につきましては、先ほど申し上げました通り企業誘致は従来県とか市町村がやっている。おの地の元の実情に応じてやっていると、勧告に付きましては地元の意向を尊重してやる、地元と事前によく打ち合わせがあつて意向を尊重していただきたい、こういうことをお願いしたいと思います。

また同じような意味におきまして、委員会が設置されるのでございまして、その委員会の中にこの地方の利益を代表するような者も加盟させていく、こういう点をお願いしたいと思っております。

それから工場立地に関する判断基準を公表するといふ規定がございまして、これにつきましてはできるだけ早く、何と申しますか、全国にわたって工場立地適地のマスター・プラン、青写真を作つてこれを公表し、一般に周知させていただきたい。これは先ほどの市長さんの御意見にもございましたが、各企業が進出を企てました場合には、まずもって土地の手当をいたします。土地を買い取るかどうかというものが進出可能かどうかということの前提条件になるので、地元の市町村、県と御相談の上、土地の手当をする、工場用地並びにそれに付随する住宅用地の手当をする、こういう場合にあらかじめそういうようなマスター・プランがございまして、企業として心がまえが出て参ると思つて、そういう意味でマスター・プランをできるだけ早く作つて公表させる。

それでは最後におそれ入りますが、薄井参考人。本法案に対しますお三方の見解は、いずれも御賛成のようでございます。私もこの改正法案については満腔の謝意を表し、賛成する一員でございます。具体的問題については、お三方から申上げられた通りでございますが、私は尼崎市長としての立場、いわゆる自治体の市長としての立場から、この法案に関係は薄いかもわかりませんが、この際委員の各位にお願いいたしまして、政府としての腹をきめていただきたい、かように考へるのでございます。

は、これはもつともだと思つたのです。われわれは若干違つた考え方を持っておりますが、そこで、こういうような強い配置計画をやるためには、ある程度従来の資本主義的な考え方を修正していく必要がある、こういうふうにも考えるわけです。それでなければ思ふような配置といふこともできないと思ふわけなんです。そこで私は、この法律の題名を、これは仮称でございまして、むしろ工場配置法といつたように変える、そしてもう少し具体的に、強い規定を入れるべきである、そして最終的には過度の集中を排除する、あるいはまたその工場がくることによつて、従来あつたところの産業が大きな迷惑を受けるというふうなときには、勧告以上のことができないというふうなことにまで持つていく必要があるのじゃないかと思つてます。この点は、こういうある種の統制を加えようとするときに、資本主義経済との頭の中における接点といふことが、どの程度押えてもいいか、ある程度押える必要があると思つたのですが、先生が言われました資本主義の制度を破壊しない範圍云々というその限界を、学者としての立場からどのようにお考えですか、お伺いたします。

○佐藤参考人 たいだいま御質問を受けましたが大へんむずかしい問題でして、資本主義の限界をどこで押えるかといふことは、私個人としては非常にむずかしい点ですから、ちよつとお答えしにくいのですが、私も実はそうやりたい気持ちがありますが、それから起る摩擦の方が多いいですから、摩擦を起させないで徐々にいこうというものが大体私の考えです。それから先ほどお話しした適正の配置政策、これはまだやらないのです。この法案は単に助言をこくわすか越えて届け出制度にする程度で、工業の適正配置などは、われわれとていできないのです。今通産省でもアンケートをとります。主要工業だけに対しては適正の配置を計画しつつありまして、たとえは同じ製鉄業だけでも、八幡製鉄所とか日本鋼管が、今工場用地を探して居るのですが、場所が非常に多いわけです。そこへもつてきて、どこが適正だといふことはなかなか決定できないのです。一定の幅を設けて適正配置の工場はできないこともないのですが、今やつておりませんから、いすれこれはよく調査いたしました、地域の工場の適正配置をやるつもりにいたしております。ですから、この法律案とはちよつと違つておりますが。

○田中(武)委員 この法律の改正案からいへば、先生のおっしゃるようなことなんでしょう。しかし今後そういうところまでいく必要が出てきたと思つたので、そこでこの法律の改正を契機としていいますか、この機会にもう少し強い改正にする。たとえば勧告だが、勧告をもう一つ上回るところの何らかの措置ができるというふうな、私はあえて法律によつて強制権を持たしたからといつて、それでうまくいくとは考えられないのですが、もう少し強い条文に改めていく。そうなりますと、今までのいわゆる調査という觀念に立つ法律の名前ではちよつとおかしいので、工場配置法といふよりなところまでこの法律を持つていくべきではなからうか。そういうことと、もう一つは

むずかしい問題だと思つたので、私はある程度をういつた計画的な工場配置をやる上においては、従来の資本主義的な考え方を修正し、あるいはそういう面に対して制限を加えていく、こういうことが必要ではなからうか、こう申し上げておるわけです。

○佐藤参考人 実は資本主義の国では、工場配置に対して禁止条例を設けておるところはないのです。イギリスはよくやつておりますが、せいぜい許可制度をとつておりますので、日本の今日の状態において、あなたのおっしゃるようなことはちよつと時期が早いと申しますが、行き過ぎのような気がいたしますが、いすれは時の問題で、そういうときもくるかと思つてます。時の問題になりますか、ちよつとタイムングの関係で、どうかと思つてございいます。よくわかりません。

○田中(武)委員 イギリス等においては許可制をとつておる。フランス、オランダ、西ドイツ、イタリア等々においても、それぞれの措置をとつておるわけなんです。そこで法律的な強権にしようといふことは下の下だと思つたので、そうするならば、法律による強権を持たずして、もつともつと喜んで政府の思つたところに企業がいくような措置を必要とするのではないか、そういうことも考えるのですが、そういう政策面についてどうですか。

○佐藤参考人 それは實際むずかしいでしょう。国民全体のレベルが弱いのですから。フランスのパリのあのシャンゼリゼーにおいて、一定の法律がなくとも、赤とか原色の色は使わないで、全部銀色の白い色だけを使つておる。しかも法律の規定が何もなく、そこ

まで国民を誘導していくのは、今の日本国民はだめですね。それはよほど先の時代だと思つてます。

○田中(武)委員 今だめだといふのではなくて、そういう方向は理論的に望ましいかどうか、私はそういうときにある程度、従来の資本主義的な考え方を制限し、あるいは統制していくといふことも必要じゃなからうか、こう思つておるわけです。

○佐藤参考人 それはむろん必要です。

○田中(武)委員 それでは橋岡参考人にお伺いしたいと思つたのですが、いろいろ市長さんとして御苦労もあろうと思つたのですが、まず工場を持つてくるためには、今後日本の産業構造から見まして重化学工業、こういう点が将来大きな希望をかけられると思つたのです。工場あるところ必ず水が必要で、重化学工業、ケミカルならば一そり水が必要なんです。そこで東播地方においては県のダム等も考えられておるようでございますが、将来伸び行く工業地帯としての用水の点について、どのようなお考えを持ち、どのような措置をとつておられますか。またそのことについて中央に対してどのような要望を持つておられるか。及びその計画の上になつて、工業用水がどの程度で、一トン幾らくの価格でいけるか、こういう点についてお伺いしたいと思つてます。

○橋岡参考人 お答えいたします。ただいまの田中先生の御質問の、工業用水に關する件でございますが、私どもの方は昭和三十二年に工業地帯の指定を受けまして、ことに臨海地域に相当広い工場適地を持つております。これに対しまして、いろいろ誘致運動を展開いたしました結果、おかげをもちまして現在神戸製鋼所の加古川工場、埋め立て地を合わせて約二百万坪近い工場を、鉄鋼一貫工場として建設することに相なつておるわけでございます。このために要する工業用水のみを考へましても、将来十五万トンないし二十万トン近くを予想いたしませんと、必要の量をまかなうことは非常に困難である、かように考へておりますが、現在加古川の水量は非常に貧弱でございます。表流水はだんだん少なくなり、地下水はだんだん下がつていくような状況にありまして、用水の問題を非常に強くわれわれも考へておる次第でございます。とりあえず興営ダムの建設によりまして、現在の計画におきましては一日供給量二十万トン約四十日分といたしまして、濁水期の水量を確保するために八百万トンの用水量を確保するために八百万トンの用水、最初の計画では二千万トンということを出発しておるのでございますが、工場の誘致等の進捗状況を考慮に入れまして、一応八百万トンということまで、現在進んでおるわけでございますが、これは将来の増量に備えて設備を改善することもできるような計画でございます。この点につきましては、地下水のみにたよつておらずと、いすれは他の地盤沈下地域のごとききき目をみることも予想されますので、われわれもいたしましては、あくまでもダムによる工業用水の確保という問題について十分に考へていきたい、かように思つておりますが、現在は地下水並びに今申し上げました八百万トンの用水を持ちまして、一応昭和四十二年こ

ろまでの用水を確保し得るか、こういうことを考えておる次第でございます。今後におきまして、先ほども申し上げましたように、市内に相当多数の工場を迎えることになっておりますが、これらの工場に対する工業用水の供給等も考えられますので、少なくともやはり三十万トンくらいの供給量を持たなければならぬといふことは近い将来に起こると思っております。これらにつきましては、始終われわれこれらの計画につきまして当事者と打ち合わせをいたしておる次第でございますが、今お話の二トン当たりの単価につきましては、現在の計算では約四円五十銭程度に何っておるわけでございます。しかし工業用水としては少しでも安くこれを確保できるようにしなければならぬといふことも考えられますし、また将来の需要の増大につれて、そういうことも考えられるのであります。さらに今後これらの問題につきましては、関係省庁に對しまして、たびたびお願いをしておりますが、この県営ダムの促進につきまして、現在におきましては総額二十九億ほどの予算をもつてかかる予定でございますが、まだ本年度におきまして約二億程度でございます。この進捗が非常に遅く、これも心配いたしておる次第でございます。できるだけ早くこの完成を見るように極力各方面に今後努力いたしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 今の参考人の御答弁に關連いたしました、松尾局長にお伺いいたします。

一昨日も当委員会において工業用水の問題が大きく取り上げられた。今の参考人の話によると、今計画して

る県営ダムが予定通りでき上がったとして一トン単価四円五十銭程度である。企業によってもその用水の単価が製品に転嫁せられるのは異なると思いますが、大体工業用水の単価といふものは、結局はその生産価格にはね返ってくると思つておる。従つて一体どの程度の単価が工場の経営の上から一番望ましいか、そういうような点については、通産省としては大体どの程度の単価に基準を置かれておるか、お伺いいたします。

○松尾政府委員 今お話の中にもございましたように、工業用水が各産業の生産コストの中に占める重さというものは、産業によつて非常に違ひますけれども、非常に大きじやない申しまして電力の負担に匹敵すると、われわれは一応想定をいたしております。そういう意味から申しますと、工業用水の単価は安ければ安いほどいいといふことになるのでございませぬけれども、しかし水の立地条件以外の立地条件と合せて工場立地が求められるのでありまして、よりから、ところによつては水の条件はやや不利を認むなければならぬといふようなことが出て参ると思つて、そういうような場合にございませぬけれども、普通の工業地帯で一応四円以上の水は非常に使いにくいのではないかと、一応の目安でございませぬが、ほかの立地条件ともあわせて考えてみなければならぬといふような地域も若干はあります。四円以下といふことを私も一応の目安にいたしてお

○田中(武)委員 そうしますと今の稲岡参考人の答弁から見ますと四円を少しですが上回る、こういうことになりませんか。そうするならば四円以下に押さえるようなやり方が必要ではなからうか、こう思つておる。

そこで通産省といたしましては、企業局長としては、用水の単価を原価計算の上に立つての原価方式でやるのが正しいと考へておられるのか、それともいゆる政策価格といふようなことで、ある程度原価は高づくが、何らかの意味において政府その他がカバーすることに、ある程度の政策的な原価をきめていくような指導をする、そういう方向もとられると思つて、それが、大体電気と同様今日では生産に必要な水となつておられます。従つて現在各省間においてもあるいは与党間においても水資源開発といふことで、相當な論議がかわされておるようございませぬ。そうすると電気同様全国的に一つの基準を設けて、その線の上に立つての適正な価格といふことが必要ではなからうかと思つて、従つて原価方式といふことでなく、政策価格といふことも考へていかなければならぬと思つて、そういうような点についていかがでしょうか。

○松尾政府委員 御承知のように水の値段と申しますと、これはその水のあつた場所によりましていわばコストがあるといふものがあり、またないものもあるといふような見方もあり得ると思つて、水の豊富なところで地下水をくみ上げれば非常に安い水になります。従いまして工場が建設されます場合には、はなから条件が許せば、できれば水の安いところに行つて立地をされるこ

とが当然望ましいわけでありませぬが、もちろん立地条件は水だけではございせんので、勢い水の高いところにもがまんをして行かなければならぬといふことになりませぬ。そういうような場合には、御承知のように現在工業用水道で水の供給を行なはずには、あまり高い工業用水で企業の負担に耐えられないといふことを避けるために、御承知のように補助金でそれを補つておられますけれども、これはあくまで例外的なやむを得ない措置でありまして、御承知のように国の財政負担におきまして、工業用水道に対する国の補助金は年々増進して参つておられます。そういうことを考へますと、工業用水の単価を全部政策的な値段といふわけには参らぬと思つておられます。その前提としてやはり水のなるべく安い立地条件のいいところへ工場が行つてもらうといふことが前提でありませぬけれども、それで補ひ得ないような場合には、やむを得ない措置として、いわば補助的な措置として工業用水に国が補助金を出して、企業が使えるところまで下げる、その分は確かに政策的な配慮に基づく問題であると思つて、全部を政策的な値段といふわけには参らないのではないかと、思つておられます。

○田中(武)委員 工業用水について原価方式で正しいか、政策原価を定めるかといふことは、あらためて委員会でも論議をすることにしたとして質問を戻します。

引き続き稲岡参考人にお伺いしたいのですが、これは江戸参考人にも同じことが言えると思つて、工場を受入れる側から見まして、どうい

点が一番悩みがあるか、そういうことに対して、中央に対してどのような希望を持つておられるか、そういうことをお伺いしたいと思つておられます。これは二人にお伺いいたします。

それから持つていこうとする企業について、二つの問題はやはり敷地の問題だと思つて、今日工場がくるとか、指定を受けたとか、こういうことだけで相当土地の値上がりを示しておると思つて、現実におきまして東播地区あるいは京葉地区等において、土地の変動は、いろいろのことになっておるか、また受け入れる側、工場を誘致する側として、土地価格の変動に対してどのような措置が望ましいか。もう一つは補償の問題がいつも問題になるわけですね。その補償の問題については、これは都心の場合もあろうし、また郊外の場合もあろうし、あるいはまた漁業権の場合もあろうと思つておられますが、そういう点についてどういふような措置が中央に対して望ましいか、それらの点ももし御意見がございましたら何いいたいと思つておられます。

○稲岡参考人 答え申し上げます。御質問の第一点の工場誘致側の悩みでございますが、これはさういふいろいろな面にわたつてあるわけでございます。まして、ぜひ優秀な工場に進出してもらいたいという歓迎の気持はやまやまでございますが、さて受け入れる段になりましていろいろの障壁が出てくるわけでございます。ことに大きな問題として財政的にも影響を持つて参ります問題は、たとえば誘致条令を制定いたしました、工場誘致に対して一定の便宜供与、あるいはまた奨励措置を講ずるのが常例でございますが、その奨

勵措置をやりやすの場合に、実際はその工場が建設されまして、操業して初めてその工場の固定資産税とか、あるいは償却資産等の取入が確保されるわけでございますが、道路を作ったり、その工場を受け入れるための地帯の整備を行なったり、排水路を作ったり、あるいはその地帯の整備というふうな、そういう関連した仕事につきまして、そういふ関係の中で手を付けなければならぬ問題がいろいろ出てくるわけでありまして、そこに市としましては、工場のための相当の額を打ち込んで予算化してこれをするということは、非常に困難な問題であります。ことにわれわれのごとき一時に多数の工場を迎えなければならぬというふうな事情になりましては、ますますこの悩みは大きくなりまして非常に困る問題であります。こういう際に関連した地帯整備、特に用水あるいは道路、橋梁等の問題につきましては、できる限り都市計画の街路事業でありますとか、あるいは公共事業等のそういう一般の予算なり、事業認可の上、さらにある程度の国なり県のこれらに対する援助的な措置、あるいはその事業費を相当額ふやしてもらつた措置を考慮してもらいたいということがわれわれの非常に強い、実際問題から出てくる念願でございます。すし、悩みでございます。それらの問題につきましても、実情をみる、そのつど中央にも陳情いたしておるような事情でございます。勢い財政的な面に大きく影響いたしますので、工場地帯という指定を受けております以上、一般の事業を認可されまして、も、とうていそれでまかない切れないというふうな事情に、やはり追い込ま

れるわけでございますので、それらの点、やはり相当の考慮を願いたいということが強い念願なのでございませう。

今第二点といたしまして敷地問題でございますが、土地の値上がり問題には、非常にわれわれの悩みでございます。一応一つの工場を誘致いたしまして、何ほどの時日をおいて、今度はその近くにまた工場が来るというときには、すでにその土地は前よりもずつと値段が上がつておる。その土地への誘致をやりますと、今度は、前、すでに完了したその誘致の土地の値段で承認した持ち主が承知をしないというふうな、前の話がむく返つてくるというふうな問題がたびたび重なるわけでありまして、こういう場合、むろん農地でなければ、あるいは特定の公園等の手によりまして、一応土地を、適地を確保しておいて、そうして必要のつど供給するという手もありませんが、農地は、現在におきましては、そういう公園に確保することもできないし、農地法の関係もございまして、ことに農地転用の問題は非常にたぐさん問題がございまして、今までは、あらかじめ適地を、農地事務局等に御了解を得て、万が一これに問題が起つた場合には、農地法の処理を適切にやつていただくということよりほかには方法はございません。値上り問題には、結局当事者の話し合いということでもいくよりほかに仕方がないというのが現状でございます。この点で非常に悩みを持っておる次第でございます。この点につきましても、今のところ悩みを申し上げるよりほかに解決の道をより見出しておりませぬ。

なほ補償問題につきましては、ずいぶんいろいろな形の補償問題がございまして、この補償問題の解決しない限り、やはり工場誘致が円滑にいかないという点にもなりますが、また補償問題の性格によりましては、工場誘致を非常に阻害するといふふうなことも起りやすいのでございまして、この補償問題の適正という点につきましても、農地の問題と同様に一つの大きな悩みになっておりますが、これらの措置について、やはり一応の基準的な、あるいはまた処理する何か法的な措置が講ぜられるならば、われわれとしては非常にありがたいと思つてございませぬ。

お答え申し上げます。以上のようなことでございまして、答えにはならぬかもしませんが、御了承いただきたいと思つてございませぬ。

○江戸参事人 ただいまの御質問、まづ土地の問題につきましても申し上げておつしやいます通り、工場用地がきまりました場合に、その発表と同時に土地が暴騰する、大体土地の値段は、全国的に見まして、全国百四十都市の平均が、この五年間に二割ないし三割五分、年間で二割に上つておる。ところが京葉工業地帯でいへば、たとえば五井・市原地区、市原地区は、ああいうふうな工場を作るといふふうなきまりますと、数倍に上つておるのであります。これが非常に悩みでございます。私はこの対策として、これは非常にむずかしいとは思つてございませぬが、県なり市町村あたりでも、埋立地は別でございますが、工場用地ないし工場付属の住宅用地につきましても、あらかじめ押えておく手を

打つておく、工場候補の場所を大体きめて手を打つておく、それに対して国が起債借付を認める、こういうふうなことをやっていたら、これはほかにも実際上幾つか例がございませぬが、私の茨城県あたりは、公団を作つて地元銀行が大幅に融資をして土地を押える、こういうふうなことをやっておりますが、やはり大規模にするには国が何か金融措置で助けてやる、こういうふうにしていただければどうかと思つております。

それから農地転換の問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。それは、おしかりを受ける向きがあるかもしませんが、日本の急テンポな経済発展という立場からしましては、農業と工業というもののあり方について基本的な考えられて、現在すでに食糧事情もまるで変わつておりますから、まづ所得倍増ないし日本の産業政策として工業重点主義だ、そういう大きな柱を一本立てまして、その上に立つてこの農地転換の問題とか、あるいは用水の問題とかを考えたらどうか。ただいま農地転換の問題にいたしますと、農地法の関係上、具体的にこの工場が来る、この人がうちを建てる、そういうふうな具体性がなければ農地転換を認めないのではありません。従いまして、計画的に工場団地を作るとか住宅団地を作るとかいうような場合には、これは原則として認められない、こういうことになつておるのであります。この点日本の実情からしまして、何かそういう基本的な考え方が必要じゃないか。

それから水の問題でございますが、それから水の問題でございます。至るところにおきまして、工業用水の問題が、農業用水、たんぼ水利などの問題にぶつかつておるのには顕著な事実でございます。こういう点につきまして何か御考慮なさる必要があるんじゃないか、かように考えております。

それから水の問題でございますが、京葉工業地帯におきましては、私の記憶する限りにおきまして、あるいは間違いかもしませんが、政府または県の手におきまして淡水工業用水が供給されたという実績はないように思つております。ところが、現在御承知のように、どんどん埋め立てが進む、漁業補償も進む、現在川鉄が約百万坪、それから船橋・市川が六、七十万坪、それから五井・市原が約二百万坪、五井南部約四百五十万坪、まさに着工せんとしてあります。この前申し上げたのは全部でございまして、それにつきましても、まだ現実に政府または県の手におきまして供給されておるのはいないのであります。非常に日本経済のテンポが速いので、できるだけ早くこの京葉地帯に対する水の供給は、なるべく豊富に早くこれをやっていた方がいい。このことは実は総理にも、それから関係各大臣にも陳情を、われわれの協会でもいたしておるのであります。この点につきましてこの機会に皆様方にお願ひしたいと思つております。

それから漁業補償の問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。これにつきまして先ほど申し上げておる。これにつきましても、御発言がございましたが、何か基準と

なる法律を作れることが望ましいの  
じやないか。また一面、これは職業を  
失う漁民の職業転換の立場からして、  
何か漁民の側に親切な、ただたくさん  
金をやるというだけでなく、何か将来  
の生活を考えてやるというような、そ  
ういう立場から、漁民の身にもなつて  
一般的な施策を考えてやるということ  
が必要ではないかと考えております。

○田中(武)委員 薄井参考人にお伺い  
いたしますが、薄井参考人につきまし  
ては堀委員もあとから質問があると思  
いますので、私はただ一点だけお伺い  
いたします。当委員会におきまして  
も、先般来新潟等の地盤沈下の問題を  
大きく憂慮して、委員会の論議となつ  
ておるわけです。尼崎市も、やはり地  
盤沈下に悩まされておると思うのです  
が、この地盤沈下と工業用水の関係、  
まだ結論は出ておりませんが、水の吸  
い上げが結局地盤沈下の原因じゃなか  
らうかというようにもいわれておるの  
でございしますが、そういうような関  
係、あるいは地盤沈下について相当現  
実に困っておられると思うのですが、  
そういうようなことについて何か御意  
見があったら、一つ聞かしていただき  
たいと思ひます。

○薄井参考人 当尼崎市におきまして  
は仰せの通り、新潟同様地盤沈下の問  
題について非常な悩みを持っておるわ  
けでございします。関係各省に対しても  
極力これが是正方を陳情しておるの  
でございしますけれども、本日ちよつと  
参考者にパンフレットを持って参りまし  
たから、後ほどお配りしたいと思ひ  
ますが、数字の示す通り年々工業が  
発展するところの度合いと正比例いた  
しまして、非常な勢いをもって沈下い

たしたのでございします。しかしながら  
最近に至りましては、あらゆる手段を  
講じました結果、大体年平均でござい  
ますが、三ミリか五ミリくらい程度の  
で押えられておるといふ現状でござい  
ます。しかしながら南部の海岸地帯  
区方面が主として沈下いたしましたので  
ございしますが、最近ではそれが北部方面  
まで伸びまして、工場関係もあるの  
であります。市民間においても非常  
に非難の声を聞いておるような現状で  
ございします。従つてこの地盤沈下と工  
業用水との関係、これは全体的の問題  
でございしますが、工業用水を完備いた  
しますれば、地盤沈下が極端にいへば  
停止するといふ学者の見もそのとき  
にあり、また結果も出ておるのでござ  
いします。ただ問題は、一日も早くこの  
工業用水を完備することに一生懸命意  
を用いておるわけにございしますが、先  
ほどもちよつと申し上げたように、こ  
れには相当な経費がかかるわけにござ  
いします。尼崎市といたしましては、第一  
期工事として約六万トン、これは武庫  
川の地下水をとる計画で現在配水いた  
しております。第二期工事といたしま  
して淀川から引水する二十万トンを目  
途に三十七年度に完成するといふこと  
でかかつておりますが、私はこれを何  
とか一つ人力の尽くす限りやつて、一  
日でも早くこの二十万トンの水を、で  
きればことしの暮れあたり一部でも  
引き入れたらという努力をいたしてお  
るのでございしますが、御承知のよう  
にこの地盤沈下は工場の井戸くみ上げが  
九分九厘までの原因でございしますか  
ら、これを抑制するには何としても工  
業用水をやる、その工業用水を完備す  
るのには経費がうんとかかる、私の市

といたしましても、一般の市民福祉関  
係の経費を相当犠牲にいたしましたこ  
の方へ注入いたしておりますけれども、  
も、なお足りないといふ現状でござい  
ますから、補助その他政府においての  
大幅な助力が願ひたい、かように考  
えております。

○田中(武)委員 稲岡、薄井参考人  
にお伺いいたしますが、多分御承知と  
思ひますが、当委員会に、経済企画庁  
からの提出で、低開発地域工業開発促  
進法という法律が出ておまして、近  
く議題に上るわけでありまして、この  
法律を見ましても、企業優遇というこ  
とで考えられておるのは、特に税金の  
面だけでございします。皆さん方のこ  
ろでもやはり市条例等で受け入れた場  
合の企業優遇等を税金の面で考えられ  
ておると思ひます。この低開発地域工  
業開発促進法は、市条例によつて減税  
なり免税をした場合には、それを交付  
金によつてカバーしてやろう、という  
ような趣旨の法律でございします。そ  
こで皆さん方のところで、そういうよ  
うな条例に基づいて租税優遇をした場  
合、それについて税収入との関係にお  
いて、自治省あるいは中央に対して何  
か要望があるか、そういう点について  
お伺ひいたします。

企業が来るとか、移るとかということ  
はないと思ひます。だからもつと適切な措  
置が必要だ、こう思ひますが、何か  
先生の立場からこういふことが望まし  
いのではないかとすることがあれば聞  
かしていただきたい。

それから最後に稲岡参考人にお伺い  
いたしますが、海岸等を埋め立てて土  
地造成を進めていくときに、隣接の市  
町村との間の境界の問題が出てくる場  
合があると思ひます。今自治省で  
はそういうことについての解決の法案  
を考へておる程度であらうと思ひま  
すが、そういうようなことがもしあつ  
た場合には、どういふような解決方法  
が望ましいか、そんな点について、も  
し御意見があれば聞かしていただき  
たい。

○稲岡参考人 今低開発地域に対する  
開発の問題に関連して、市条例で税金  
についての措置をし、さらにそれを交  
付金でカバーするといふような低開発  
地域の開発法案が考慮されておるよう  
であります。われわれの地域におき  
まして工場誘致に關して企業者に対す  
る税の考慮といふことは、結局奨励措  
置に基づきますところの、現在におき  
ましては操業後三カ年にわたつて、固  
定資産に相当する額の二分の一を奨励  
金として交付する、あるいはまたその  
範囲内において地帯整備をやる、便宜  
供与をやる、こういう意味の条例を  
作つております。これに對しまして交  
付金の措置は、特別今までわれわれ受  
けたこともございしませんし、またそれ  
についての陳情等も実はいたしたこ  
ともございしませんわけ、現在財政再建  
準備の措置を受けております関係で、  
特別交付税においてその他の負担の多

いという意味において多少措置を受け  
ておる程度でございします。  
なお、いま一つの問題として、海岸  
埋め立ての問題でございしますが、こ  
れに伴う隣接地区との境界線の問題は、  
実は私のところは全国でもまれな一  
つのケースを持っておりまして、隣村の  
阿閉村といふのと実は両方にまたが  
つて埋め立て地がございまして、これ  
は境界未設定の土地であります。所  
属未定の土地でございします。これを解  
決するために自治省なりあるいは企画  
院なり、あらゆる方面にいろいろ御  
検討を願つて、すでに十年近くに及んで  
おりますけれども、なおこの問題の解  
決がつかない、そしてその埋め立て  
の上には別府化学工業株式会社の工場  
がありまして、この固定資産税、償却  
資産税は、毎年税のみに限つて、これ  
の配分率を自治省あるいは県の裁定に  
よつて分割しておるといふ実情で、い  
まだにこの実情が続いておるのでござ  
いします。あちこちつないでおりま  
して、切ることができないといふよう  
な因縁に連なつておるような事情に  
ために、合併問題も出ましたり、また  
境界の設定の問題が出たり、いろいろ  
政治的な折衝は重ねておるわけであ  
りますが、依然としてそういう状態に  
あるわけがあります。ただいま田中先  
生からお話がありましたように、埋め  
立てをやりますと、またそれにむすか  
し問題を増加するといふことにも相  
なつてくるわけにございしますが、幸  
いにいたしまして、いろいろ最近では  
運も転換して参りまして、さらに合併  
の問題等について話も出ておるよう  
な事情でございしますので、できるだけ  
早くこの問題を根底的に解決するこ

といたしましても、一般の市民福祉関  
係の経費を相当犠牲にいたしましたこ  
の方へ注入いたしておりますけれども、  
も、なお足りないといふ現状でござい  
ますから、補助その他政府においての  
大幅な助力が願ひたい、かように考  
えております。

○田中(武)委員 稲岡、薄井参考人  
にお伺いいたしますが、多分御承知と  
思ひますが、当委員会に、経済企画庁  
からの提出で、低開発地域工業開発促  
進法という法律が出ておまして、近  
く議題に上るわけでありまして、この  
法律を見ましても、企業優遇というこ  
とで考えられておるのは、特に税金の  
面だけでございします。皆さん方のこ  
ろでもやはり市条例等で受け入れた場  
合の企業優遇等を税金の面で考えられ  
ておると思ひます。この低開発地域工  
業開発促進法は、市条例によつて減税  
なり免税をした場合には、それを交付  
金によつてカバーしてやろう、という  
ような趣旨の法律でございします。そ  
こで皆さん方のところで、そういうよ  
うな条例に基づいて租税優遇をした場  
合、それについて税収入との関係にお  
いて、自治省あるいは中央に対して何  
か要望があるか、そういう点について  
お伺ひいたします。

といたしましても、一般の市民福祉関  
係の経費を相当犠牲にいたしましたこ  
の方へ注入いたしておりますけれども、  
も、なお足りないといふ現状でござい  
ますから、補助その他政府においての  
大幅な助力が願ひたい、かように考  
えております。

○田中(武)委員 稲岡、薄井参考人  
にお伺いいたしますが、多分御承知と  
思ひますが、当委員会に、経済企画庁  
からの提出で、低開発地域工業開発促  
進法という法律が出ておまして、近  
く議題に上るわけでありまして、この  
法律を見ましても、企業優遇というこ  
とで考えられておるのは、特に税金の  
面だけでございします。皆さん方のこ  
ろでもやはり市条例等で受け入れた場  
合の企業優遇等を税金の面で考えられ  
ておると思ひます。この低開発地域工  
業開発促進法は、市条例によつて減税  
なり免税をした場合には、それを交付  
金によつてカバーしてやろう、という  
ような趣旨の法律でございします。そ  
こで皆さん方のところで、そういうよ  
うな条例に基づいて租税優遇をした場  
合、それについて税収入との関係にお  
いて、自治省あるいは中央に対して何  
か要望があるか、そういう点について  
お伺ひいたします。

○稲岡参考人 今低開発地域に対する  
開発の問題に関連して、市条例で税金  
についての措置をし、さらにそれを交  
付金でカバーするといふような低開発  
地域の開発法案が考慮されておるよう  
であります。われわれの地域におき  
まして工場誘致に關して企業者に対す  
る税の考慮といふことは、結局奨励措  
置に基づきますところの、現在におき  
ましては操業後三カ年にわたつて、固  
定資産に相当する額の二分の一を奨励  
金として交付する、あるいはまたその  
範囲内において地帯整備をやる、便宜  
供与をやる、こういう意味の条例を  
作つております。これに對しまして交  
付金の措置は、特別今までわれわれ受  
けたこともございしませんし、またそれ  
についての陳情等も実はいたしたこ  
ともございしませんわけ、現在財政再建  
準備の措置を受けております関係で、  
特別交付税においてその他の負担の多

とに努力をいたしたい、かように思っております。おのずからそういう問題も埋め立ての解決の一つになるのじゃないか、かように思っておりますのであります。

○薄井参考人 市条例の関係は、私の方でいたしましたは誘致条例も持っておりますが、工場に対する問題は実質的には何もやっていないのですが、ただ工場ができませんと、その付近の道路その他の諸問題が関連して参りますから、それを有意義に市の方でやるということの条例なんでありませう。

それを実行いたしております。それから第二の問題の、海岸埋め立ての問題ですけれども、ちょっと言にくい問題ではありますけれども、私は信念としてかように考えております。今日御承知でもありませうが、阪神間の神戸から尼崎までの間を、相当大幅な埋め立てをやるということに相なっておりますわけでございませうが、埋め立てもけっこうございませう。ただ、無制限な埋め立てをすることによって、工場としての準備工作も何も施さないので、何十万坪、何百万坪埋め立てて、そうしてたとえ百万坪埋め立てて、そこに大きな工場を無秩序的に持つてくるといったのでは、一番困るのは私は事業者であらうと思っております。知ってか知らざるか知りませんが、さようなことがあつては、まことに双方とも迷惑しごくでございませうが、少なくとも埋め立てをやつて工場を誘致するという前提のもとに、工場としての水問題それから道路計画その他輸送関係等を十分完備した後に於いて埋め立てをすることが、最も適当だろうというところで考えて参っております。またこの

問題に対しては、私も一生懸命やっておりますが、今自治省においてもお考えになっておるようです。また関連した建設省、通産省においてもお考えになっておる三法案もあるようでございますが、これらをお互いあわせて考えて、今申したような工場をかりに誘致するにいたしましたとしても、今加古川の人のおっしゃるような隣接地との関係において、いろいろな面でトラブルも起きる可能性が十分あるのでございませう。と申しますことは、たとえ尼崎の二百万坪を今埋め立てたいと思つておりますが、その境界において隣接市との関係が非常にむずかしい問題になる。これはなぜかと申しますと、やはり行政区域が違つたためにさような問題が起り得るわけですから。少なくとも私は、阪神六市においては広域的行政の見地から、すべからず共通した問題は同一な機構においてやるべきだといふ考えを持っております。い

わゆる広域行政を満度につけてもらつて、そうして共通の問題は、都市計画においてもそれから水資源問題においても、一つの問題として取り上げて検討すべきだといふふうに私は考えておるわけであります。

○佐藤参考人 御質問は税金やその他の点で……

○田中(武)委員 今の政府が考えているのは税金ぐらゐのものです。企業優遇といつておられますが、税金を何とか考へてやろうという程度しか考へていない。

○佐藤参考人 資本主義ではそれが今一番いいじゃないですか。大体工場というものはもうかるから行くのです。ところが受け取る側、周囲は所得格差

を上げるとか、地域経済の発展のために工場に来てくれというのですが、行く方の側はただ工場の利益が上がるといふ点で、生産性、経済性の追求だけからいくものですから、そのところちょっと食い違いが出てくるのです。大体自然とか立地条件は、私も工場に入るや人間の居住に対しては決してディスターブ、妨げはしないのです。ですからヒマラヤの山の上でも、南極の雪の中でも、自然はいらつしやいと歓迎しているのです。ただ行くか行かないかです。今日の文明の程度では行くことができるのですが、実際は行けません。自然は決して私どもの行動をディスターブしてはいるのではないが、ハンパー、ジャマをしてはいる。そこで工場がいなかに行かないというの

は、ジャマをしておられますから、そのジャマに対して政策でいろいろな優遇条件を設けてやっておるのです。ですから政府がいろいろ誘致政策で税金を免除するとかやっておりますが、せいぜい三年か五年です。それを一生一生というのはおかしいが、長い間工場に対して補償をすれば工場は行くのですが、自然は永久にジャマをしますから、南極はただで行けるが、南極ではだめだ。そのために、あなたのおっしゃるように、大企業は誘致条例は問題にしないのです。小さい中小企業ならばそういう誘致条例でいなかへ行くとおられると思つておられます。そういう点で一つ御了承願ひたいと思つておられます。

○田中(武)委員 佐藤先生とは企業のあり方あるいは企業の公共性、こつちよりよい点で若干私と見解が違つたようございませうが、これはきよりは討論

の場所でございますので、おきたいと思つておられます。

そこで、委員長に最後に要望しておきますが、各参考人から吐かれましたところの意見等はいろいろ重要な示唆を含んでおると思つておられます。これは後日当委員会において十分論議したい、このように考へまして、私の参考人に対する質問を終わります。

○中川委員長 堀昌雄君。

○堀委員 最初に佐藤参考人にお伺いをいたします。

ただいまのお話の中で大体先生のお考えはわかるのでありますが、実は私は今の工場立地の問題には非常に基本的な問題があると思つておられます。その基本的な問題と申しますのは、地方自治体が非常に工場を誘致したいのでございませうが、現在の税制と関係があるわけございませう。今固定資産税というものが地方自治体にとりましては大きな収入源になっておられますので、その固定資産税を何か大幅に受け取りたいといふことになりませうと、工場を誘致するといふことがきつて手取り早い手段になりませうと、その点で、ややもすると無理な状態でありながらもその財源を求めるといふ観点から工場の誘致というものが相当いろいろな点で激しく行なわれておられます。ですから、大体今度自由民主党も経済成長十カ年計画というふうなことをお考えになつておる段階でありませうが、過去における非常に自由な資本主義の段階、まだ資本主義が高度に発達しておられます段階においては、私は先生のおっしゃる点全く同感でございませうが、少なくとも最近のようなスピードで経済が成長して参ります場合には、やはり

よほど問題が計画的な処理をされませんと、きつめて徐々に成長するときなら別でありませうが、高度の成長を相対的に進めるときには、いろいろな社会的間接投資というふうな面から見まして、フランスがくずれやすい条件が著しくあるのではないかと、特に日本の場合には公共投資が非常に多くておられますから、公共投資については非常に大きなものを考へていかなければならぬといふことになりませうと、単なる資本の利潤の追求といふことではな

くて、そういう社会的な面における協力を得なければ、資本自体ではもう活動ができませんといふところに、今すでに参つておるのではないかと。そういたしますと、私はやはりイギリスがとつておられますように、できるだけすみやかに本業工場については許可制をとる程度にしなければ、国の側においてはともさういふものめんどうが見切れないといふ段階になる時期が、もう目の前に来ておるのではないかと。そうなりますと、実は今尼崎の市長が先ほどから言つておられますけれども、もの順序が逆になると地盤沈下のようなことが起きてくるのでありまして、順序を正していかなければならないといふことになりませうと、規制力というものが相当強くならなければならぬんじゃないかと。それからもう一つは工場の規模でございませうけれども、私ども最近見ておられますと、新設の工場の規模といふのはますます大きなものに、マンモス化してきつたわけですね。そうするとそのマンモス化したものが一つできるといふことによつて起る影響といふものは、もう単に工業用水だけではございませう。道路もあ



りますし、下水道の關係あるいは住宅から学校から広範な影響を、地方自治体に及ぼして行くということになって参りますので、私どもは国の施策としてはもう少しコントロールが強くならないと、結局将来にわたって尼崎の地盤沈下のような、ああいうバランスのくずれた問題がどんどん今後また派生をする危険があるんじゃないか、こういふふうに思ふのでございますが、さつき先生は、日本の今の状態ではだめだとおっしゃったんですが、だめだとおきらめておつたのでは、どうも私も非常に心配な状態が来るように思ふんです。われわれはそういう意味では、もう少し計画的な処理を行なう方向に一步出るべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○佐藤参考人 先ほどだめだと言つたことは、ちよつと誤解されますから取り消してもいいのですが、実際私どもも、もう少し進めて、大体あれは助言から届出から許可から、制限または禁止、いろいろな段階があるんですね。今日日本は助言をちよつと通り越して、届出にきたのですが、あなたのおっしゃるのは許可制にしろとおっしゃるわけですね。私も実はやりたいんですが、やると摩擦が非常に多いんです。摩擦が多いとかえつて成長しつづつある産業をこわす結果になつてまいりますが、これは徐々に、今の届出や助言からもう少しやつて、そしてもつと徐徐にやつたらどうかと思ふんです。大体資本主義は結果を直す学問です。ロシヤのような計画やせういふものを初めからやるのではないのです。結果を直すのですから、いろいろな委員会があつてやつておりますから、それだけ

資本主義というのは弾力性があつて魅力があつておもしろいんですがね。その点大局的に見て徐々に——やりたいんですが、徐々にやるつもりではおるんですが、なかなかタイミングの問題があるのですから……。それでよろしゅうございませうか。

○板川委員 関連して。私も堀君と同じ気持ちで質問しようかと思つたのですが、制限をすれば伸びようとする企業家が伸びない結果になるんじゃないか、こうおっしゃるんですが、私は、ちよつと東京の現状を先生、お考えになつていただくとわかると思ふんです。終戦直後東京都の、この首都を再建するに当たつて、十年、二十年、三十年後を考へる人があれば、あのときにもつとりつばな再建の計画を立てて、りつばな都市ができたと思ふんです。ところが復興しようというだけで、従来建つておつたところにトラックを建てて、今になつちやつたら道路を広げるといふわけにいかないんですね。それと同じようなことが今の各工場地帯にも起こつてくるんじゃないか。数年たちますと東京都の交通というのは自動車はんらんして、歩いた方が早いという状態になつてくる。そうするとやはり今のうちに工場も計画性を持つてやるのが、当面は、それは建設を阻害するような形になるかもしれないけれども、私は今のうちから計画性を持たした方が将来いいんじゃないかと思ふんです。そういう点どうお考えですか。

○佐藤参考人 私も実はお考えの通り計画性を持たして許可制まで持つていきたいのですが、まだ日本全体の国民の世論がそこまでいってないもので

すから、皆さんの努力によつてどんどんPRしていただいで、そういう気分になれば、ちよつとマツチしてやりたいと思つておりますから……。東京都でも首都圏の委員で二、三日前会議がありました。全部大学を外に持つていくといふんです。しかし口では言えますけれども、各大学の伝統がありますし、なかなか困難です。そういう点で要するに政治力が弱いんです。政治力が足りないという点、これをどう強くするかという点、したくないけれども、いろいろな条件が起つて参るものだから、なかなかやりにくいところなんです。

○板川委員 たゞは御承知のように名古屋の場合は、戦災後、計画性を持つてりつばな都市を再建したんですね。だから東京でもあれをやれば、もつとりつばな東京都の復興があつたと思ふんです。先生は、そういうふうな国民の気持が向いてくれば、そういうと言つておつたのですが、私が先生に期待するのは、学識経験者が、そういう企業者やあるいはわれわれが目につかないで、実態の中で埋没しておるときに、そういう実態を遠くから見て、こやしなくちゃいかぬじゃないか、こやし御意見を、そういうことを先生に期待しておつたのですが、どうも今も日本人の頭がちよつともそういうものを理解してないから当分だめだ、行くところまで行つて壁にぶつかったら、変えるほかならぬというので、ちよつと学者の議論として、どうかなという感じが率直に申しまして、しているのですが……。

○佐藤参考人 私どもも普段今日の現状から一歩先のことを考へるのはいかぬ、誇大妄想狂になるからいかぬ。現実から一歩か二歩進んだところを見つて考へ方を、ずつとやつておられます。それもなるべく摩擦の起きないよう徐々に徐々にやつておられますから、急進といつちやおかしいですが、改革論者から見ると、ちよつとも足りないように見えるのです。けれどもあなたのおっしゃるようによつておられますから、その点御安心なまつて下さい。

○堀委員 もう一点だけ佐藤先生に伺ひたいのですが、実は所得倍増計画では、はつきりと四大工業地帯における工場の集中は禁止または制限すると述べられていたわけですが、これは私来週、大蔵委員会に大阪港、堺港に関する外債法案がかかつておりますので、企画庁長官その他を呼びまして、一回この工場集中の問題を取り上げたと思つておますが、事實は私本年度の予算委員会、この工場立地の問題について質問をいたしましたときに、先生のおっしゃる通りに資本主義の原則は、できるだけ大きい利潤を追求するといふ原則でございますから、そうなるに集中する方が資本には有利なのは当然だと思つたのでございませう。そういう集中する方が有利だといふ資本主義の原則を、十一年計画、所得倍増計画、ある程度ベルト地帯その他を含めてバランスをとつていこうといふことになれば、これは本質的にはやはりコントロールしなければできないわけでありませうから、そこにはつきり矛盾が生じてくると思ひます。先生は今順次やるのだとおっしゃるけれども、それは今の資本主義社会でありますから、順次やらなければいかぬと

かぬ、誇大妄想狂になるからいかぬ。現実から一歩か二歩進んだところを見つて考へ方を、ずつとやつておられます。それもなるべく摩擦の起きないよう徐々に徐々にやつておられますから、急進といつちやおかしいですが、改革論者から見ると、ちよつとも足りないように見えるのです。けれどもあなたのおっしゃるようによつておられますから、その点御安心なまつて下さい。

○佐藤参考人 私どもも普段今日の現状から一歩先のことを考へるのはいかぬ、誇大妄想狂になるからいかぬ。現実から一歩か二歩進んだところを見つて考へ方を、ずつとやつておられます。それもなるべく摩擦の起きないよう徐々に徐々にやつておられますから、急進といつちやおかしいですが、改革論者から見ると、ちよつとも足りないように見えるのです。けれどもあなたのおっしゃるようによつておられますから、その点御安心なまつて下さい。

○佐藤参考人 先生は、そういうふうな国民の気持が向いてくれば、そういうと言つておつたのですが、私が先生に期待するのは、学識経験者が、そういう企業者やあるいはわれわれが目につかないで、実態の中で埋没しておるときに、そういう実態を遠くから見て、こやしなくちゃいかぬじゃないか、こやし御意見を、そういうことを先生に期待しておつたのですが、どうも今も日本人の頭がちよつともそういうものを理解してないから当分だめだ、行くところまで行つて壁にぶつかったら、変えるほかならぬというので、ちよつと学者の議論として、どうかなという感じが率直に申しまして、しているのですが……。

○佐藤参考人 先生は、そういうふうな国民の気持が向いてくれば、そういうと言つておつたのですが、私が先生に期待するのは、学識経験者が、そういう企業者やあるいはわれわれが目につかないで、実態の中で埋没しておるときに、そういう実態を遠くから見て、こやしなくちゃいかぬじゃないか、こやし御意見を、そういうことを先生に期待しておつたのですが、どうも今も日本人の頭がちよつともそういうものを理解してないから当分だめだ、行くところまで行つて壁にぶつかったら、変えるほかならぬというので、ちよつと学者の議論として、どうかなという感じが率直に申しまして、しているのですが……。

○佐藤参考人 先生は、そういうふうな国民の気持が向いてくれば、そういうと言つたのですが、あれをやらなければならぬ、しかもどういふ業種を禁止するかというところは全然書いてないのです。わからないのですから。これからやるというのですが、それはやれるかどうか。

はやはり工場が来るのが一番手つとり早いですが、私はあるところに行つたら、大学や自衛隊が来ても意味がない、市がもうからない。固定資産税が入る工場が来なければいぬ。それも大きい工場でないです。あまり固定資産税が入らないです。そうするとまず第一にどうなるかという、市民の税金が非常に安くなる。一番いい例は延岡です。宮崎県の延岡は旭化成がありまして三百五十億円の生産をあげているのです。市に入る固定資産税が二億五千万円入る。あれは人口によつて違うらしいのですが、余分なものは県に入りませんから、非常に利益がある。ですから延岡の市民の税金は他の宮崎県に比べて半分なのです。その点は非常に利益になっておりますから、大工場が来れば固定資産税が入りますし、学校事業がよくありますし、それから土木事業が盛んになりますし、雇用関係が新しい工場が行きますと、大体一割から一割五分は技術の関係で他の県から入りますが、他の八割以上は県民を使います。その他いろいろな点で利益になりますから、地方開発には工場が行くのが手つとり早い。一番いいのですから、さて行くときに場所を選びますから、ちよつと結婚関係と同じです、花嫁さんを選ぶのと。候補地をたくさん作つておいて選びますから、地理的条件というものは、ふだんはここに水があるから、土地があるから工場に来て下さい。ふだん可能性、刺激を与えておきますから、そこに工場が行くと、今度直接、水や空間距離やが生産費の中に入りますから、来る前はここに工場が来て下さいと、私も刺激を与えておきますから、平野と水が

あるから、それで工場が行くと、水久に生産費の中に水が幾ら、運賃が幾らと入り込んできますから、行く場合にいい場所を非常から探さないと、すかいら口で土地があるから来いといつてもなかなか行かないのです。そういう関係でよろしくございませうか。

○堀委員 次に江戸参考人にお伺いをいたします。最近非常にこの地帯が開発をされて目ざましいものがあるようですが、どうも私が拝見しておられますところは、土地の開発の方が少し前へ出過ぎて、その他の本来的な必要道路とか工業用水であるとかについては、いま一つどうも見通しがはつきりしていないのではないかと、感じがいましておるわけでありまして、どうも本来工場を誘致する場合には、必要な道路あるいはその他下水道等必要なものについては、見通しがおありなのかどうかという点について……

○江戸参考人 おっしゃる通りでございます。少し埋め立ての方が進み過ぎていて、少し感がございます。埋め立て計画ですが、ほとんど漁業補償が妥結し、妥結せんとしておりますが、現在は五井、市原に先ほど申し上げました二百万坪、これは実際は約百九十万坪、そこに十一工場、有力工場が参りますので、ほとんど全部が着工して、うち三工場は煙を吐いておられます。それに対して水が日常にして約二十二、三万トン要るのでございまして、これは県当局の方は養老川の上の方にダムを作つてやつてやるというのでありますが、調査をし、仕事に着手しておりますが、ちよつと足りない。さらに四百五十万坪、ここはいわゆる

コンビナート群が数群集ることになつておりますが、これにつきましては水の見通しは今のところないわけですが、ないと申しますのは確定的なものはない。そういうこともございまして、できるだけ早く利根川——これは結局利根川の水を使わなければなりませんから、早くやることをお願いしておるのではありませんが、非常にこれは不安がございまして、そのほか道路、鉄道、御承知の千葉県は非常に道路が悪いところなんです。鉄道も単線、五井の方は単線でございます。こういう点について公共投資と申しますか、基盤投資、そういうふうな面は非常にわれわれは心配しております。先ほど申し上げました通り水につきましては、極力関係当局に陳情をいたしております。どうぞ当委員会でもよろしく願ひいたします。

○堀委員 皆さんの方は経済協議会の方ですけれども、私は今のお話を聞いて心配しておるのですが、実はもうすでに現実各地で動きつとあると思つておるわけですが、私は東京地方はあまり詳しくないわけ、今そちらに見えておられます薄井さんと同じに、同じに者であります。大阪及びその周辺につきましては、水利その他の問題は相当地こまかく知つておりますけれども、いづれも公共用水の問題は、今後の日本の経済成長の一番大きなネックだと私は思つておられます。その次は輸送道路、これが二番目のネックになるのではないかと、いろいろ不安があるわけですが、どうも順序が逆になつておる点で、実際今はあの地域の方は工場が建つてけつこうだけけつこうだと思つていらつしやるでしようが、

そのうちに今度は逆の問題が起きて、工場が建つて困つたことになつたという時期が、早晚は出てくるのではなから、そういうことがやはり資本主義としての一番欠点なんです。そういう見通しがある程度私どもの住んでいられる尼崎市のように出ておるという実例があれば、やはりこれが正當に評価されていかないと、むだが大蔵省に多くないのでないか、実は大蔵省に対しては、今の工業用水道の問題で申しますと、工業用水道をつけて水を送るといふことは積極的な面ですが、この財源を始末するために、全体が沈下してきて、そのあとで防備堤を作り、港湾、下水をいろいろ設備する費用が経済効果としてはるかに大きいにもかかわらず、わずかな工業用水道のための国の費用を節約しようとする。要するに全体としてものを見ようとならないで、きわめて目先の部分的なものを見ておるというの、今の日本の特に官庁の考へ方の一部にあると思つておる。やはりもつと長い将来を見通して、ほんとうに経済効果というものを考へてもらうならば、私は工業用水道の問題なんといふものは、地盤沈下地域に対して今三分の一でございますが、三分の二に上つて少しも困は失うところはない。早くやればあとで結局建設省や運輸省の予算は少なくて済むことになるのでありますから、そういう点が（な）わ張り争いだと呼ぶ者あり）こちらから出ましたが、セクトの関係で非常に目先に終始している点が遺憾だと思つておられます。通産省も聞いておられることでもありましようから、その点は皆さん方ももう少し強腰で予算の要求を、それは決して通産省の利益のため

じゃなくて、日本全体としての公共的の利益のためにやることなんです。それから、もうちよつとドライで押されてしめるべきだと思つておられます。

次に薄井参考人にお伺いをいたしますけれども、今私は尼崎市に住んでおられて非常に困つておられるのは、地盤沈下でありまして、今の地盤沈下だけではなくて、地盤沈下が起きてしまつておるところでは、下水道という問題が、今度は相当大きな問題になる。というのは、下水道をある程度使われないと水が川に流れない、逆流してくる状態になりますから、ポンプで外に出さなければならぬというふうなことで、下水道が非常に重要な問題になつてくるのですが、どうも見ておられます、新潟の場合は非常に有利な条件で、下水道問題が地盤沈下にくつつけられておるが、尼崎の場合には都市計画法に基づいておられるために補助率が非常に低い。こういうふうな問題については尼崎としては、単に工業用水に限らず他の面で、当面としては何が一番重要なのか。

○薄井参考人 お答えいたします。尼崎といつたしましては仰せのように悩みの種は地盤沈下でございます。これに關連いたしまして今仰せの下水道工事ほもちろん地盤沈下による問題でございます。おそろく全国でも、ポンプ・アップする場所が四十力所近くもあつて、全的にやつておるところはオランダ以外にはおそろくないと思つておられます。われわれも何とかしてこれを早期解決すべく、政府の方へも盛陳情をいたしておるのでございまして、何分にも先立つものは何としてもやはり経費問題であります。補助関係

におきましても新潟市におきましては、御存じかまわかりませんが、地盤沈下の関係におきまして三分の二を今年度も予算化していただいたということも承っております。尼崎市はどうしてもそれについていくことができないという結果になっておるのでございまして、引き続きわれわれも政府に対し、関係省に対しては陳情をいたしておるのでございます。下水道が完成せぬことにはせつかくの地盤沈下工事がむだになっていくというおそれが多分にあるのでございます。技術的な説明は私もよいいたしませんけれども、地盤沈下に対する諸問題のうちでも、下水道工事が最近の状態としては一番必要な事業になって参つたのでございます。本年も引き続きこの下水道工事に對して、大幅な地盤沈下対策としての下水道工事だということをお認め願つて、高率補助を一つ獲得するように陳情陳情をいたしたいと思つておりますので、先生方もどうか一つこれに御協力をお願いいたしたいと思つておる次第でございます。

水の水をみなそこらの川へ流していい。そうすればこれは川でございましてから、当然浄化用水を流して洗い流さなければならぬ。あるいは内陸にあるものについては工場廃液、今水質汚濁防止法とかいろいろありますけれども、これはまた資本主義ですからなかなかうまく取り締まれないということになって、依然として川はますますよごれてきつた。水があるのにこれ経済の発展のために使えないということになりますので、問題は回り回つておるわけでありまして、もつと総合的なコントロールの仕方というものを強化していかないと、せつかくのいろいろな経済の成長に對してブレーキがかかる、こういうふうに思つておる。そういう工業用水確保のための下水道の問題とか、あるいは工場の汚染水の排出の問題とか、こういう問題を、さらに推進しなければいけないと思つておる。先生はその点について何かお考えがございましたら一つお聞かせいただきたいと思います。

平均して千五百ミリでございますから、ヨーロッパはその半分なんです。ヨーロッパは大体八百ミリくらいですが、日本はその倍以上あるのですが、これをやたらに海の中へ流してしまふ。水は非常に多いのです。多いが、その運搬の仕方と申しますか、さつきおっしゃつたような運搬の仕方が悪いもので、それから足りなくなつておる。これはやはり何かそういう計画的な基礎調査のための機関を設けてやれば、もつと十分に工業用水に回すことができるのです。水田なんかでもたくさん水を使つておられますが、われわれはあれも節約できると思つておる。大抵日本は水をせびたくて使つておるものから、家庭でも水道を引つぱつたつて、実際ヨーロッパや中国と比べると水をだぶ使つておられます。これはあらゆる面で少し経済的にやれば十分間に合ふと思つておる。いすれこれは計画的にやることを、あなたのおっしゃる通りやりたいと思つておる。

では、この工場立地の立場からいって、工業用水の価格はどの程度であるならば、諸外国の同じような立場にある工場とコストを競ひ、その製品が国外の市場において競争でき得るであろうか、こういうことをお尋ねしたいのでございます。なぜか先立つものは水でございます。池田首相は先般科学技術は工業の母だと言われましたが、私は工業用水は工業の血液だと思つております。工場立地の一番大事なもの、何と申しましても土と水と機械と人である。ところでこれが過去の工場立地の基本的觀念が、たゞいま佐藤先生のおっしゃいましたように、水をおろそかにして置いた結果は、名古屋も例外なく地盤沈下をいたしました。その結果、それを一般市民は知らずいたわけてありますが、一たび伊勢湾台風が参りますや、自分たちの住んでおるところは、海の水より低かつたということに気がついた。何百というところ、人命を海に流して初めてそれに気がついた。そこでこのたび、今後工場を作るには、どうしても地盤沈下を防ぐ方法を講じて水を求める求め方ではない、先ほど堀君からも話がありましたように、防潮堤をも築かなければ、工場は安心してその土地に工場を建てることのできない。この防潮堤は数億を要するわけでありまして、要知用水は高くかつたと言いつつ三百六十億程度であります。その十倍も必要とするような防潮堤を築かなければ、工場立地の条件が整わないということに相なつてきておるわけでございます。

て、私は国家が工業用水に投資を借しむ結果は、やがて数年後にどえらい国家の費用をロスとして使わなければならぬというところを、まささまと目の前に見ているわけでございます。そういう立場から、今後の工業用水の水の取り入れ方は、技術者に聞くといひまして、値段としては一体どの程度ならばよろしいか。聞くところによりまして、大蔵省の方は、特価が上がるんだから、工業用水もどんと上げていっていいじゃないか、こういう考へ方があり、通産省の中にも、それはやむを得ぬことだから、工業用水の値上がりもいたし方ないであらう、こういう空氣があるやうです。そういうやさきにあつたつて、實際その衝に当たつていらつしやる皆さんの御意見を承りたいのでございます。名古屋の方の地元の答をさきに申し上げますならば、でき得べくんば、工業用水道の法律の趣旨にのつとつて、すでに行なわれておりますところの四円以下、でき得るならば四円以下にしてもらいたい、なろうことならば、平均値の二円程度にしてもらいたい、こういう意見が多いやうでございます。東京地区はすべて物価が高つておるわけですので、あるいは東京、横浜、千葉地方においては、高くてもいいという考へがあるかも知れない。しかし、そういうことが名古屋の方に影響されることはごめん、私はこう思つておるわけでございます。

○江戸参考人 お答え申し上げます。多少違いがあるかも知れませんが、十年後の所要量、日用にいたしました約三百萬トン、うち六十萬トンは地下水、それから残り二百四十萬トンは河

川、そのうち大部分の二百万トンが利根川に依存する、こういうことだそうです。これは当たらずといえども遠からぬと思います。そこで、たゞいま非常に急を要する分につきましては、印旛沼の干拓工事を根本的に再検討しまして、ここから日用にして約三十万トンの水を供給してもらいたい、こういうことがわれわれの要望でございます。値段は、私も専門じゃございませんので、よくわかりませんが、最高六円以内と見ております。

○佐藤参考人 大体空気が絶対的な普遍財で、交換価値を持たないから、立地論では問題にならない。水は相対的な普遍財で、どこにもあるのです。もとはただだったのですが、工業が高度に発達してきたのと、さつき畑さんのおっしゃったように、日本人は水の使い方が下手なものですから、そのために水の値段が出てきたのです。その際との値段が適正かというのは、ちょっと困難なのです。これは業種によって違いますし、それから平均することが、地域によっても水のあるところとないところとあって、非常に困難です。先ほど局長がおっしゃいましたように、四円内外というのが適当じゃないかと思いますが、水の適正な価格を出すのは、ちょっと困難だと思います。大体四円から六円くらいであらう、そのくらいしかお答えできません。

○福岡参考人 先ほど田中先生の御質問の際に、水の価格についてお答えいたしました。四円五十銭ということをおっしゃりました。大体それくらいの手前を持っておられますのは、私の方は水を貯水いたします。その方法は、加古川の水の不要期にポンプ・アップい

たしまして、そして貯水池に保留したりいたしております。そして濁水期の、大体四十日分を確保しております。つまり日用二十万トン、約八百万トンを確保する、こういう現在の計画で進んでおります。そういう計算からいたしまして、大体四円五十銭ということを見込んでおりますが、そのポンプ・アップあるいは加古川の水量とか、そういう関係で、それよりも安く確保できるのじゃないかという見込みは持っております。さらに工場の数がふえ、需要がどんどんふえることによつて、もつと単価を押し上げることもできるのじゃないか。われわれの承っておりますところでは、四円以下に押えることが理想的じゃないか、こういうことのようにあります。

○藤井参考人 工業用水の値段の問題でございますが、これはおそらく全国土地、土地によりまして幾分違ふと思つております。当尼崎市におきましては、結論的に申し上げますと、現在六万トン確保しており、第二期工事で二十万トンが早晚完成することに相なるわけですけれども、この二十五、六万トンの分に対しては、諸事困難もありまして、大体三円五十銭程度で押えたいという考えでございます。引き続き十萬トンないし二十万トンはどうしても必要になってきますので、第三期工事を現在計画しておるのでございますが、それは相当年度がずれますので、物価その他の関係で、少しは見なければならぬじゃないかという考えを今持っております。それにいたしまして、あらゆる困難を克服して、私は四円以内でまかなつていきたいというふうに今考えております。いろいろ事情

もありましようが、これを物価高と並行して値上げすることは、ひとり尼崎市だけではなく、日本全体の経済問題にも影響してくるので、値段はできるだけ低率にやつていきたい、こういうふうに考えております。

○中川委員長 他に参考人の方々に対する御質疑はございませんか。――御質疑がないようでありますので、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多忙中長時間にわたりまして、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがたう存じました。本案の審査に資するところがきわめて大であると考えております。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十八日火曜日午前十時より理事會、同十五分より委員会を開會することとし、これにて散會いたします。  
午後零時二十八分散會